

宮城県登米総合産業高等学校 登米地域パートナーシップ会議 運営要綱

(名称)

第1 本会は「宮城県登米総合産業高等学校登米地域パートナーシップ会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2 本会は、「県立高校に係る地域と連携した会議等設置要綱」第2に基づき、宮城県登米総合産業高等学校が、登米地域にある産業界、行政等（以下「地域」という。）の助言・指導を受けながら、「地域に根ざして起業していく人材づくり」「地域を創り上げていく心を持った人材の育成」のための教育活動を展開することを目的とする。

(所掌事項)

第3 本会は、設置要綱に定める目的に基づいて、次の事項について協議を行い、学校に対して助言、提案、協力をする。

(1) 学科間連携(起業)に関すること

- ・学校への講師等の派遣
- ・実地研修等の実施

(2) その他、地域と学校とのパートナーシップにおいて必要となる事項

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成等)

第5 会議は、外部委員を5名程度、校内委員を6名程度(校長・教頭・事務長・主幹教諭)とする。

また、連携を進める上で、実務面を学科長会も担うものとする。

2 会議に委員長及び副委員長を置き、校長が指名する。

3 委員長は会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、校長が招集する。

2 校長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めるなどして、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 会議の庶務は、校内委員において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

この要綱は、令和4年10月30日から施行する。